

33 第1項特例任用職員または第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例付則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例付則第14項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日以後に給料表異動等をした職員
- (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（初任給等規則第17条第3項に該当するものを除く。）または降号をした職員
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員
（特例任用期間降格等職員に対する条例付則第14項の規定による給料の支給）

34 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任または転任をされる日の前日までの間において、降格（初任給等規則第17条第3項の規定によるものに限る。）をされた職員または給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この項、第36項および第37項において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第37項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この項、第36項および第37項において同じ。）に条例付則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項および第36項において「第34項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第28条

の2第1項に規定する他の職への昇任、降任または転任をされる日の前日までの間、第34項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第14項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員

特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員

特例任用期間降格等職員となつた日の前日に特例任用期間降格等職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となつた日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

35 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第34項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

36 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第34項基礎給料月額は、第34項各号に

規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

37 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例付則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、市長の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任または転任をされる日の前日までの間、市長の定める額を、条例付則第14項の規定による給料として支給する。

- (1) 特例任用期間降格等職員となつた日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任または転任をされる日の前日までの間に初任給等規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
- (2) 特例任用期間降格等職員となつた日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間に降格（初任給等規則第17条第3項に該当するものを除く。）または降号をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員
（人事交流等職員に対する条例付則第14項の規定による給料の支給）

38 初任給等規則第13条第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この項、第40項および第41項において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となつた日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この項および第41項において同じ。）前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日（以下この項、第40項および第41項において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける

職員（第41項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例付則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となつた日が条例付則第9項に規定する年齢に達した日後における最初の4月1日（以下この項および第40項において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして条例付則第9項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項および第40項において「第38項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後、第38項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第14項の規定による給料として支給する。

39 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第38項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

40 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となつた日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第38項基礎給料月額は、第38項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

41 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例付則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める

額を、条例付則第14項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員または第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給等規則第13条第1項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となつたものおよびこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となつた日後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格または降号をした職員
- (4) 人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となつた日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員
(定年の引上げに伴う降給の通知)

42 条例付則第9項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなつた場合には、任命権者の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

(この規則により難しい場合の措置)

43 条例付則第11項、第13項または第14項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

44 この規則に定めるもののほか、条例付則第11項、第13項または第14項の規定による給料の支給に関し必要な事項は市長が定める。

(草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第6条 草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年草津市規則第18号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次および章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 初任給（第9条－第13条の2）
- 第3章 昇格、降格その他の異動（第14条－第20条）

第4章 削除（第21条－第24条）

第5章 昇給（第25条－第33条）

第6章 降号（第34条）

第7章 特別の場合の号給の決定（第35条－第37条）

第8章 補則（第38条・第39条）

付則

第7章を第8章とし、第6章を第7章とする。

第33条の次に次の1章を加える。

第6章 降号

第34条を次のように改める。

(降号)

第34条 草津市職員の降給に関する条例（令和4年草津市条例第29号）第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の降給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

別表第1の1の表中「副係長」の右に「、主幹」を加える。

別表第1の2の表中「副係長」の右に「、主幹」を加える。

別表第1の3の表中「教頭」の右に「、保育専門員」を加える。

別表第7の3中

昇給の号級数	5号給	4号給	4号給 (一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものまたは第28条各号に掲げる職員にあつては、3	2号給	0号給
--------	-----	-----	--	-----	-----

			号給)		
	3号給	2号給	2号給	1号給	0号給

」を

「

昇給 の号 級数	5号給	4号給	4号給 (一般 行政職 給料表 の適用 を受け る職員 でその 職務の 級が7 級であ るもの または 第28条 各号に 掲げる 職員に あつて は、3 号給)	2号給	0号給
	1号給	0号給	0号給	0号給	0号給

」に

改める。

(草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第7条 草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和40年草津市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「57歳」を「55歳」に、「同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。」を「その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。」に改め、同条第6項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員」に、「187,700円」を「第2条第1項第3号および第4号の職員にあつては223,200円とし、その他の職員にあつては、187,700円とし、これら

の額に草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年草津市条例第1号)第2条第3項の規定により定められた当該定年前提任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第7条の2を削る。

第7条の3中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第7条の2とする。

付則に次の2項を加える。

5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級および当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

6 前項に規定するもののほか、職員が60歳に達した日後における当該職員の給料月額については、一般職員の例による。

別表第4の表中「第7条の3」を「第7条の2」に改める。

(草津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 草津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和62年草津市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第28条の5第1項および第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員(以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条および第6条中草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第1の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下、「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項または第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第3条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則（以下「新勤務時間規則」という。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員に対するこの規則による新勤務時間規則第11条の2の規定の適用については、同条中「地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または第7条第1項から第4項」とする。

（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員に関する経過措置）

第3条 草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年草津市条例第27号）

（以下、「令和4年改正条例」という。）付則第15条第2項の規定は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）（以下「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）について準用する。

（暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算）

第4条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

- (1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例付則第15条第3項
- (2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間

勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例付則第15条第2項（付則第3条第2項（付則第3条の規定により準用する場合を含む。））の規定により読み替えられた令和4年改正条例付則第15条第1項

（草津市職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の給与規則第29条の規定を適用する。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の給与規則第40条および第40条の2の規定を適用する。

（雑則）

第6条 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

（令和5年3月31日揭示済み）

草津市職員の降給に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第20号

職員の降給に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の降給に関する条例（令和4年草津市条例第29号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者が定める措置等）

第2条 条例第3条第1号アおよび第4条の任命権者が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- (1) 職員の上司等が、注意または指導を繰り返すこと。
- (2) 職員が従事する職務を見直すこと。
- (3) 職員の勤務実績不良等の状態の改善を目的とし

た研修の実施を命ずること。

(4) その他職員の勤務実績不良等の状態の改善のために必要と認める措置をとること。

2 条例第3条第1号アもしくはウまたは第4条の勤務の状況を示す事実または適格性を判断する事実とする客観的な資料は、次に掲げるものとする。

(1) 職員の人事評価の結果その他職員の勤務実績を判断するに足りると認められる事実を記録した文書

(2) 職員の勤務実績が他の職員と比較して明らかに劣る事実を示す記録

(3) 職員の職務上の過誤、当該職員についての苦情等に関する記録

(4) 職員に対する指導等に関する記録

(5) 職員に対する分限処分、懲戒処分その他服務等に関する記録

(6) 職員の申告書または職務状況に関する報告

3 条例第3条第1号ウの任命権者が定める措置は、第1項に掲げるいずれかの措置のほか、職員が行方不明の場合における当該職員の所在が明らかでないことの確認等適格性を欠いた状態が改善されないことを確認するために必要と認められる措置とする。

(医師の診断)

第3条 条例第3条第1号イの医師の診断は、職員が次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 3年間の病気休職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定による休職をいう。以下同じ。）の期間が満了するにもかかわらず、心身の故障の回復が不十分で、職務を遂行することが困難であると考えられる場合

(2) 病気休職中であって、今後、職務を遂行することが可能となる見込みがないと判断される場合

(3) 病気休職から復職後、同一の疾患または負傷（原因に同一性が認められるものを含む。）により再度の病気休職となり、休職期間が通算して3年に至るにもかかわらず病状が回復せず今後職務の遂行に支障があると見込まれる場合

(4) 勤務実績がよくない職員またはその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を欠くと認められる職員について、それらが心身の故障に起因すると思料される場合

(受診命令書の交付)

第4条 条例第3条第1号イの医師の診断を命ずる場合は、任命権者が定める受診命令書を交付するもの

とする。

(警告書の交付)

第5条 任命権者は、条例第3条第1号アもしくはウまたは第4条の規定により職員を降格させ、または降号するに当たっては、任命権者が定める警告書を交付した後、当該職員に弁明の機会を与えるものとする。ただし、職員の勤務実績の不良の程度、業務への影響等を考慮して、速やかに処分を行う必要があると認められる場合は、この限りでない。

(勤務実績不良の状態が改善されない場合)

第6条 任命権者は、条例第3条第1号アまたは第4条に定める定期評価の人事評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合に該当するときは、職員に対して、評価結果の開示または指導および助言に当たり、勤務実績不良の状態が改善されない場合には降格または降号の可能性のあることを伝達するものとする。

(通知書の効力)

第7条 職員の降給は、条例第5条に規定する通知書を交付した時にその効力が発生する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は任命権者が別に定める。

付 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 条例付則第3項に規定する給料月額が異動することとなった旨の通知として規則で定めるものは、人事異動通知書またはこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）とする。ただし、任命権者は、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

3 前項に規定する通知書等に対する第7条の適用については、同条中「通知書」とあるのは、「条例付則第3項の規定による通知書等（付則第2項ただし書に規定する適当な方法によるものを含む。）」とする。

(令和5年3月31日揭示済み)